

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の手續構造に関する補足的な検討

(本部会資料は、第三者からの情報取得の手續に関し、裁判手續の構造についての補足的な検討をしようとするものであり、民事執行法の改正に関する中間試案についてのパブリックコメントの手續が行われている過程であることを踏まえ、この制度の対象とする第三者や情報の具体的な範囲をどのように定めるかといった事項や、公的機関からの情報取得に関して、税務当局の職員等が負っている守秘義務との関係について検討するものではない。)

1 補足的な検討の必要性

民事執行法の改正に関する中間試案(以下「試案」という。)においては、第三者から債務者財産に関する情報を取得する手續に関して、この手續を実施するための基本的な要件等が提案されているが(試案第1の2(3)参照)、この手續に関する具体的な規律については、更に検討する必要がある課題として残されている。

この課題を検討する上では、第三者からの情報取得の手續が、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものである点で、財産開示手續と同様の特質を有すると考えられることを踏まえれば、まずは、財産開示手續に関する規律との比較で検討することが考えられる。

もっとも、債権者と債務者の二当事者間の手續である財産開示手續と異なり、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては、債権者、債務者に加えて、裁判所の決定により情報提供義務を負うこととなる第三者が登場することとなるため、債権者と債務者との対立関係があり得るほか、債権者と第三者との対立関係もあり得るように思われる。そのため、この手續の構造についての理解の仕方としては、債権者が申立人となり債務者が相手方となる対立構造として理解することができる一方で、債権者が申立人となり第三者が相手方となる対立構造として理解することもできると思われる。今後、この手續に関する具体的な規律を更に検討していく上では、これらの理解を踏まえた検討が必要であると考えられる。例えば、債権者と債務者との対立構造に着目すれば、上記のように財産開示手續に関する規律を参考にした上で、債務者に対して、どのような形での手續保障(この手續の実施要件の有無等に関する反論の機会の保障)をするかなどが問題となると思われる一方で、債権者と第三者との対立構造に着目すれば、文書提出命令(民事訴訟法第223条)のように

裁判所の決定により第三者に手続上の義務を課す規律等を参考にして、情報提供を求められる第三者に対する手続保障にも配慮した検討をすることが考えられる。

そこで、今後、第三者からの情報取得の手続に関する具体的な規律を更に検討していくために、補足的な検討として、この手続における基本的な利害対立の状況や、この手続における債務者や第三者の手続上の地位（手続の相手方として観念するかなど）をどのように理解するかという点について、一定の整理をしておくことが有益であると考えられる。

2 債権者と債務者との対立関係に着目した検討について

試案は、第三者から債務者財産に関する情報を取得する手続について、まず、この手続を実施するための一般的な要件として、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることが必要となることに加えて、申立てに必要な債務名義の種類や、先に実施した強制執行の不奏功等の要件が必要となる点について、基本的には、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様のものとするを提案した上で（試案第1の2(3)ア）、この手続の申立てをするために財産開示手続を前置するか、第三者から情報提供を求める決定に対して債務者が執行抗告をすることができるものとするかなどの論点につき、複数の考え方（試案第1の2の(3)イの本文及び注）を提示している。

これは、第三者からの情報取得の手続が、強制執行の準備として行われ、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものであることを考慮して、この手続に関する規律を設ける上では、主として、情報を取得しようとする債権者と、情報開示により一定の不利益を被ると考えられる債務者との間の利害を調整する必要があるとの問題意識に基づくものと思われる。そして、試案第1の2(3)の甲案及び乙案は、いずれも、このような問題意識から、債務者に一定の手続保障を与えようとする方向での提案と整理することができる。また、乙案のようにこの手続の過程で債務者の反論の機会を保障しようとするのであれば、それを実現するために、債権者が申立人となり債務者が相手方となる対立構造を中心とする手続を構想することが、一つの選択肢になり得ると考えられる。

他方で、特に金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する場面では、第三者からの情報取得の手続においては、財産開示手続とは異なり、開示の対象となる情報の範囲が具体的に特定されており、また、債務者（開示義務者）の出頭義務や手続違背に対する制裁がないため、債務者に与える影響の程度を必ずしも重視する必要はないとの指摘もあり得る。このような指摘は、第三者からの情報取得の際に債務者に対して事前の反論の機会を与える必要がないとの

考え方(試案第1の2(3)の注)の正当化根拠の一つとなり得ると思われ、また、この指摘によれば、この手続の構造については、必ずしも債権者と債務者との対立構造を中心として理解する必要はないとの整理があり得る。

このような第三者からの情報取得の手続における債務者の関与(その手続保障の有無)の在り方を検討するために参考となる現行の規律としては、例えば、文書提出命令の手続(民事訴訟法第223条)において、第三者に文書の提出を命ずる決定に対しては、(文書の所持人ではない)訴訟の当事者は即時抗告をすることができないとされていること(最決平成12年12月14日民集54巻9号2743頁)や、債権執行事件において、裁判所書記官から催告を受けた第三債務者は、債務者の有する債権の有無等に関する事項を執行裁判所に陳述する義務を負うが(民事執行法第147条第1項)、債権の差押命令や第三債務者の陳述の催告は、債務者に対する審尋をしないで発するものとされていること(同法第145条第2項参照)などの指摘が考えられる。

そこで、第三者からの情報取得の手続における債務者の手続保障(実施要件の有無等に関する反論の機会の保障)の要否等の具体的な規律に関する今後の検討を見据え、この手続における債権者と債務者の利害対立の状況や、この手続における債務者の手続上の地位(手続の相手方として観念するかなど)について、どのように考えるか。

3 債権者と第三者の対立関係に着目した検討について

第三者からの情報取得の手続を構想するに当たっては、債権者と債務者との間の利害の調整に加えて、債権者と第三者との間の利害の調整についても、問題となり得ると思われる。もっとも、この手続における情報開示による第三者の不利益の有無や程度は、この制度の対象となる第三者と情報の範囲によって異なるものと考えられる。

(1) 情報開示によって第三者の固有の利益等が害されない場面

まず、情報提供を義務付けられる第三者は、その回答に伴う事務的な負担を別にすれば、基本的には、情報開示により第三者の固有の利益や地位等が実質的に害されるおそれはないとの指摘があり得る。例えば、試案では、この制度の対象として、金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとすることが提案されているが(試案第1の2(2)ア)、債務者の預貯金債権の有無や残高等に関する情報には、基本的には、情報提供を求められる金融機関の秘密として独自に保護すべき利益があるわけではないと考えられる(注1)。また、この手続において第三者に情報提供義務を課すに当たっては、その情報提供義務と当該第三者(例えば金融機関)が債務者に対して負う守秘義務との関係を調整する必要があると考えられるところ、その守秘義務が債務者の権利利益を保護するためのもののみにとどま

る場合には、この両義務の関係の調整については、債権者と債務者との間の利害の調整の問題として整理・解消し、債権者と債務者との間の利害の調整が適切に図られればそれで足りるものとするのが考えられる。

このような検討を踏まえれば、第三者から情報を取得するための要件等を設定するに当たって、第三者の固有の利益に配慮する必要性は乏しいものと考えられ、また、この手続の実施要件の有無等に関する反論の機会を第三者に保障する必要も乏しいと考えられる。

このような情報提供を求められる第三者に対して必ずしも反論の機会を保障しないものとする方向での検討のために参考となる現行の規律としては、例えば、債権執行事件において、裁判所書記官から催告を受けた第三債務者は、債務者の有する債権の有無等に関する事項を執行裁判所に陳述する義務を負うが（民事執行法第147条第1項）、この場面において、当該第三債務者は、その陳述義務の有無等に関して、審尋を受ける機会を与えられず（同法第145条第2項参照）、かつ、当該催告に対して執行抗告をすることができないとされていることを指摘することが考えられる（注2）。

そこで、第三者からの情報取得の手続における第三者の手続保障の要否等の具体的な規律に関する今後の検討を見据え、この手続における債権者と第三者の利害対立の状況や、この手続における第三者の手続上の地位について、どのように考えられるか。

(注1) 最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁は、本案訴訟の被告Yの取引明細書について文書提出命令が発令され、相手方である金融機関が守秘義務を根拠に「職業の秘密」（民事訴訟法220条第4号ハ、第197条第1項第3号）に該当するので提出義務を負わないと主張して争った事案において、「相手方は、同取引履歴を秘匿する独自の利益を有するものとはいえ、これについてYとの関係において守秘義務を負っているにすぎない」としている。

もっとも、このような判断が金融機関の保有する顧客情報の全てに当てはまるとは限らず、田原睦夫裁判官は、同決定の補足意見において、「取引過程で金融機関が得た取引先の関連情報（顧客の取引先の信用に関する情報、取引先役員の個人情報等）」や「顧客に対する金融機関内部での信用状況解析資料、第三者から入手した顧客の信用情報等」については、「金融機関が独自に集積した情報として金融機関自体に独自の秘密保持の利益が認められるものである」としている。

(注2) 第三者（訴訟の当事者でない者）に対して一定の情報提供義務を課す手続に関する現行の規定としては、調査の嘱託（民事訴訟法第186条）や文書送付の嘱託（同法第226条）の場面も参考になり得ると思われる。すなわち、これらの嘱託を受けた第三者は、公法上の回答義務を負うとされるものの、その嘱託に際して、必ずしもその要件の有無等に関する反論の機会が保障されているわけではない。

もつとも、これらの嘱託における回答義務については、正当な理由があれば拒絶することができるとする見解があり、また、回答拒絶に対する制裁が用意されているわけではない。

(2) 情報開示によって第三者の固有の利益等が害されるおそれがある場面

前記(1)のような検討と異なり、新たな制度の対象となる情報の内容によっては、この手続における情報開示により、情報提供を求められる第三者の固有の利益や地位等が害されることとなり得るとも考えられる。例えば、一般論として、公的機関が保有する情報（試案第1の2(2)イ）については、仮にその情報に含まれる秘密を保護する必要性との関係が十分に整理されたものであっても、なおその具体的な内容によっては、その情報の開示により公務の遂行に著しい支障を生ずる可能性があるとの指摘があり得る（民事訴訟法第220条第4号ロ参照）。そうだとすれば、この手続を具体的に構想するに当たっては、情報提供を求められる第三者の利益や地位等との調整をするための仕組みを設けることを検討する必要があると思われる。

そのような仕組みとしては、例えば、情報開示により第三者の固有の利益や地位等が害されるおそれがあることを理由に、その情報開示を拒絶することができる事由を設けることや、この手続により第三者に対して情報提供義務を課す過程において、第三者がその実施要件の有無等に関して反論をする機会を設けることが考えられる。そして、その場合の具体的な手続としては、例えば、債権者が申立人となり第三者が相手方となる対立構造を中心とした手続を構想することが、一つの選択肢となり得ると考えられる。

このような情報提供を求められる第三者の反論の機会を保障する方向での検討のために参考となる現行の規律としては、例えば、民事訴訟において、第三者（訴訟の当事者でない者）に対して文書提出命令をしようとする場面では、文書の提出を求める訴訟当事者が申立人となり文書の所持者が相手方となって第三者の文書提出義務の有無等が審理されるが、第三者の手続保障等の観点から、裁判所は文書の提出を命ずるのに先立って当該第三者を審尋するなどの審理をしなければならず（民事訴訟法第223条第2項、第3項）、かつ、文書の提出を命ずる決定に対しては、当該第三者が即時抗告をすることができる（同条第7項）とされていることを指摘することが考えられる。

そこで、第三者からの情報取得の手続における第三者の手続保障の要否等の具体的な規律に関する今後の検討を見据え、この手続における債権者と第三者の利害対立の状況や、この手続における第三者の手続上の地位について、どのように考えるか。

4 その他の検討課題

第三者からの情報取得の手続を構想するに当たっては、この手続に関する管轄等の規律について、検討する必要があると考えられる。

まず、この手続に関する管轄を検討する上では、この手続の実施要件の有無等に関する反論の機会を保障された者の普通裁判籍（住所等）に着目することが考えられ、例えば、この手続を債権者と債務者との対立構造として理解するのであれば、基本的には、債務者の普通裁判籍に着目することになり（注1）、債権者と第三者との対立構造として理解するのであれば、第三者の普通裁判籍に着目することになると考えられる。

これらに加えて、この手続においては、第三者の回答等は基本的には書面でされることが予想され、財産開示手続と異なり開示義務者の出頭義務を伴うものではないことを踏まえれば、この手続の管轄を検討する上で債務者や第三者の手続上の負担を重視する必要はないとして、債権者の普通裁判籍にも管轄を認める考え方もあり得る（注2）。

また、執行抗告がされた場面における当事者の手続上の負担にも着目すれば、この手続に関する管轄を検討する上では、情報提供を求める決定に対して債務者や第三者が執行抗告をすることができるものとするかという論点との関係での議論も必要であるとの考え方もあり得る。

そこで、この手続の土地管轄やその他の規律の整備の在り方に関する今後の検討を見据え、この手続の基本的な手続構造についての理解の仕方について、どのように考えるか。

（注1） 財産開示手続は、財産開示期日に債務者を呼び出す必要があること等を考慮して、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとされている（民事執行法第196条）。

（注2） 第三者からの情報取得の手続において、相手方の普通裁判籍等に加えて、申立人の普通裁判籍を管轄する地方裁判所に管轄が認められる例としては、訴え提起前の証拠収集処分として文書送付の嘱託や調査の嘱託の手続がある（民事訴訟法第132条の5第1項第1号、第2号）。この手続において申立人等の普通裁判籍の所在地に管轄を認めたのは、手続の申立てや記録の閲覧等における申立人等の裁判所へのアクセスを充実させるためであるとされている。もともと、訴え提起前の証拠収集処分における裁判に対しては、不服申立てをすることができないとされている（同法第132条の8）。